

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

平成5年3月は、A区からB区に転居した時期であるが、年金に空白を生じさせたはずはなく、同年同月が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間以外の期間は、すべて納付済みである。

また、改製原戸籍の附票により、申立人は平成5年3月23日にA区からB区に住所異動していることが確認できることから、申立人は同年同月25日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、同年4月1日付けで私学共済に加入しているため、申立期間が未加入とされているが、申立人について、同年3月25日付けで国民年金の被保険者資格を喪失する合理的な理由は無い。

さらに、申立人が平成5年4月1日から勤務した病院は、「4月1日採用予定者には、『4月1日から共済年金に加入するので、国民年金に加入している人は、4月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失するように。』との指導を行っており、当時も同様の指導をしていたと思う。」としている。

加えて、A区は、国民年金保険料の納付方法について、「昭和46年度から納付書方式になっており、納付書は年度当初に1年分をまとめて送付していた。」としていることから、申立期間は未加入期間となっているものの、申立人には申立期間の納付書が発行されており、納付できる環境であったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野国民年金 事案 714

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月  
年金手帳では、国民年金の被保険者となった日が昭和 63 年 7 月 27 日と記録されており、A 村（現在は、B 市）の押印もあるにもかかわらず、同年同月が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日の記録については、オンライン記録では昭和 63 年 8 月 24 日とされているが、申立内容どおり、申立人の所持する年金手帳では同年 7 月 27 日とされている上、A 村の押印が確認できることから、行政側の記録管理に不手際が認められる。

また、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年5月から同年9年までは17万円、同年10月から同年11月までは16万円、同年12月から9年3月までは17万円、同年4月から10年4月までは18万円、同年5月から13年6月までは22万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は15万円、同年10月から14年1月までは19万円、同年2月から同年9月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月21日から14年10月21日まで

ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっていることが分かった。給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立人は申立期間において、オンライン記録を上回る額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与

明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成8年5月から同年9年までは17万円、同年10月から同年11月までは16万円、同年12月から9年3月までは17万円、同年4月から10年4月までは18万円、同年5月から13年6月までは22万円、同年10月から14年1月までは19万円、同年2月から同年9月までは17万円とし、当該給与明細書において確認できる給与総支給額から13年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険関係の手続を行ったのは自分であるが、関係書類は既に処分済みなので詳細は不明である。」と回答しているが、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長野厚生年金 事案 742 (事案 379 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 1 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 26 年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 4,500 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 14 日から 27 年 1 月 30 日まで

前回の申立てでは、年金記録の訂正は必要でないという決定となったが、B 社を昭和 26 年 6 月 13 日に退職し、同年 6 月 14 日から 27 年 3 月 10 日まで A 社 (後に株式会社化し、現在は、C 社) に勤務していた。

その後新たに、昭和 26 年当時の当該事業所において、全社員で撮った写真と運動会の写真が見つかった。この写真から勤務が確認でき、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が無く、また、複数の元同僚の証言から、当該事業所では一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回の再申立てに当たって、申立人から申立期間当時に撮影された写真が提出されたところ、当該事業所において申立期間、厚生年金保険の被保険者記録がある元同僚から、「申立人の所持していた写真は、昭和 26 年

10月11日に当該事業所近くの高校のグラウンドを借りて行われた社内運動会の写真である。また、申立人は同年7月には当該事業所に在籍していた。」との証言が得られたことから、申立人は、当該事業所に同年7月ごろから勤務していたことが確認できる。

また、前回決定のとおり、複数の元同僚が、当該事業所では入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたと証言していることから、申立人は、昭和26年7月ごろの入社から数か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと考えることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、入社から3か月後の昭和26年10月1日から27年1月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年1月の社会保険事務所（当時）の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和26年6月14日から同年10月1日までの期間については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月10日から36年1月1日まで

昭和35年4月にA社C工場に入社し、同年11月に同社B支店へ転勤したが、同社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日が36年1月1日とされており、同一企業内での転勤であるにもかかわらず35年11月及び同年12月が被保険者期間となっていないことに納得できない。被保険者期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年11月10日に同社C工場から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日(昭和 24 年 3 月 9 日)及び資格取得日(同年 7 月 1 日)を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を同年 3 月から同年 4 月までは 3,600 円、同年 5 月から同年 6 月までは 3,500 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 15 日まで  
② 昭和 24 年 3 月 9 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①及び②について、A工場に建具工として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、社会保険事務所(当時)の記録によると、A工場において昭和 23 年 11 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24 年 3 月 9 日に資格を喪失後、同年 7 月 1 日に当該事業所において再度資格を取得しており、同年 3 月から同年 6 月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚の証言により、申立人が申立期間②において当該事業所に建具工として継続して勤務していたことが認められる。

また、当該元同僚は、「建具工として同様の仕事をしていた私の厚生年金保険の記録に空白期間が無いのだから、申立人の記録も空白期間が無くつながっているべきであり、当該期間についても給与から保険料が控除されていたはずである。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA工場における申立期間②前後の記録及び元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和24年3月から同年4月までは3,600円、同年5月から同年6月までは3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も連絡がつかないため、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年3月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の当該事業所の入社時期及び申立期間①に係る勤務実態についての具体的な証言は得られない。

また、上記1のとおり、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年3月まで  
平成8年12月に会社を退職し、その数か月後に国民年金保険料の納付書が届いたので、金融機関で14万円弱を一括納付した記憶があり、申立期間のすべてかどうかは分からないが、当該金額に相当する月数については納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月に会社を退職して数か月後に国民年金保険料の納付書が届いたと主張しているが、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、当該納付書による一括納付についても、納付期間が不明であるなど、納付金額が14万円弱であったことを除き、その記憶は曖昧である。

また、申立人は、14万円弱の国民年金保険料を一括納付したことを鮮明に記憶しているが、オンライン記録により、平成13年7月3日に、12年5月から13年2月までの保険料13万3,000円が一括納付されていることが確認できることから、申立人は、この保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同していることが考えられる。

さらに、申立期間は平成9年1月以降の未加入期間であるが、同年同月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録が生ずる可能性や未加入者が保険料を納付する可能性は極めて少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 716

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

平成4年4月に会社を退職後、同月中にA市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、同年同月が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年4月に会社を退職後、同月中にA市において国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、改製原戸籍の附票により、申立人が同市に住所を定めた年月日は同年5月20日であることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日の欄には、「平成4年5月4日」の記載とともに、A市の押印が確認でき、当該被保険者資格取得日の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未加入期間が存在する上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月中旬まで  
③ 昭和 39 年 10 月中旬から 41 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月に中学を卒業し、A社へ就職したが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得が 37 年 5 月からとなっている上、退職する前の半年間も被保険者記録が無い。その後に勤務した B 社及び C 社における被保険者記録も全く無いが、働いていたのは間違いないので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が昭和 34 年 4 月から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和 35 年の社員旅行で撮影された記念写真には、従業員一同として 30 人の従業員が写っているところ、オンライン記録によると、当該撮影当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していた者は、このうち約 10 人しか確認できない上、申立人が名前を記憶している元同僚のうち数人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立期間①及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった元同僚 15 人に事情を聴取したところ、入社と同時に被保険者資格を取得した者は 1 人もおらず、被保険者資格を取得するまで入社

後数か月から数年を要していることから、当時の当該事業所では、入社と同時に従業員に被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

申立期間②については、当該期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった元同僚 11 人に事情を聴取したところ、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたとする証言は得られない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 37 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 4 月 1 日に資格を喪失しており、オンライン記録の得喪日に係る記録と一致している。

さらに、当該事業所は、既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、事業主は他界し、役員も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

- 2 申立期間③については、申立人から提出された写真及び申立人が記憶する元同僚の氏名により、時期は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立期間当時、上述の元同僚は、国民年金に加入していることが確認できる。

また、当該事業所は、既に倒産しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、事業主は他界しており、当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

- 3 申立期間④については、申立人から提出された写真及び複数の元同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立人が C 社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、複数の元同僚は、「会社が厚生年金保険に加入していなかったため、自分には厚生年金保険被保険者期間はない。」と証言している。

また、当該事業所は、既に倒産しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、事業主も他界しており、当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

- 4 このほか、申立期間①から④までについて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 741

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 20 日から同年 11 月 20 日まで  
昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 10 月 20 日まで、A局に継続して勤務し、申立期間はB所において研修を受けていた。

給料は現金で支給され、社会保険料を控除されていた上、申立期間中に健康保険証を返すように言われたこともない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社D支社が保管している申立人の履歴書により、申立人は、昭和 35 年 8 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間は臨時補充員としてA局に、同年 10 月 21 日から同年 11 月 19 日までの期間は臨時雇としてB所に、同年 11 月 20 日から 36 年 2 月 28 日までの期間は臨時補充員としてA局に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を取得したE局における申立期間当時の給与計算及び人事担当者は、「当時、臨時補充員は厚生年金保険に加入させるが、臨時雇は厚生年金保険には加入させない取扱いがあった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は、A局において昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年 10 月 20 日に資格喪失後、E局において同年 11 月 20 日に再度資格取得し、36 年 3 月 1 日に資格喪失しており、申立人の人事記録における身分変更時期とオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日及び喪失日がほぼ一致していることが確認できることから、上記担当者の証言どおり、申立期間当時、臨時雇の期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA局長は、既に他界している上、C社D支社は、「確認できる資料は保存期限経過のため廃棄済みであり、申立期間当時の臨時補充員、臨時雇等に係る厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 745

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで  
昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日までの期間、A社(現在は、B社) C営業所に海外旅行添乗員として勤務していた。厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなのに、被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時におけるA社の事業主の氏名及び本店所在地等を記憶していることから、時期は明らかではないが、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記簿によると、適用事業所となる前の当該事業所の事業内容は、同年 3 月 31 日まで、当時の厚生年金保険の非適用業種とされていた媒介周旋業(旅行業)であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間における雇用保険の記録が確認できない。

さらに、B社は、当時の関係資料は現存しないため、申立人の勤務実態は不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 26 日から 53 年 8 月 18 日まで  
昭和 39 年 9 月の結婚後直ちに夫が経営する A 社 (40 年 1 月から法人化) に入社し、平成 10 年に廃業するまで継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫 (事業主) の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険証は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日 (昭和 46 年 1 月 26 日) 直後の同年 1 月 29 日に返納されていることが確認できる。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間において夫の被扶養者とされていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「いつだったか忘れたが、当時の総務及び経理業務の責任者であった実兄から、『厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる。』と言われたため、『自分の会社なのだから、厚生年金保険の被保険者でいたい。』と応じたことがあった。」と証言している。

加えて、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料 (人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。